

○ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第五十条、第七十四条第一項及び第百八条第一項の規定に基づく、政令委任事項を次のように定める。

（国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に関する経過措置）

第a条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）附則第五十条の規定により承継会社等（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第六条第三項に規定する承継会社等をいう。）を国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）に規定する国又は行政庁とみなして同法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| 第二条第一項 | 前条の訴訟 |                                                                   |
|--------|-------|-------------------------------------------------------------------|
|        |       | 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第六条第三項に規定する承継会社等（以下「承継会社等」という。）を当事者又は参加人とする訴訟 |

| 第二条第二項 |                                                           | 第五条第一項                                                                                                                          |
|--------|-----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 前項の訴訟  | 行政庁（国に所属するものに限る。第五条、第六条及び第八条において同じ。）の所管し、又は監督する事務に係る前条の訴訟 | 当該行政庁                                                                                                                           |
|        | 当該承継会社等                                                   | 行政庁は<br>、当該行政庁の処分（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三条第二項に規定する処分をいう。）又は裁決（同条第三項に規定する裁決をいう。）に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十条第三項において準用する場合を含む |
| 承継会社等は |                                                           | 承継会社等を当事者又は                                                                                                                     |

(郵便窓口業務等受託者が行う業務に関する経過措置)

|       |                                                          |             |                                                                  |
|-------|----------------------------------------------------------|-------------|------------------------------------------------------------------|
| 第八条本文 |                                                          | 第五条第三項及び第六条 |                                                                  |
| 行政庁   | 第二条、第五条第一項、第六条第二項、第六条の二第四項若しくは第五項、第六条の三第四項若しくは第五項又は前条第三項 | 行政庁         | む。 ) 又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。 ) の規定による国を被告とする訴訟又は当該行政庁を当事者若しくは |
| 承継会社等 | 第二条第一項若しくは第二項、第五条第一項又は第六条第二項                             | 承継会社等       |                                                                  |

第b条 整備法附則第七十四条第一項第八号の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 郵便事業株式会社又はその委託を受けた郵便局株式会社から委託又は再委託を受けた貨物（整備法附則第七十四条第一項第三号に規定する総務省令で定めるものに限る。）の交付に関する業務

二 郵便貯金銀行（郵政民営化法第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。）の委託を受けた郵便局株式会社から再委託を受けた銀行代理業（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。）に付随する業務（国の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱いに限る。）

三 郵便保険会社（郵政民営化法第二百二十六条に規定する郵便保険会社をいう。）の委託を受けた郵便局株式会社から再委託を受けた保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）の事務の代行（総務省令で定めるものに限る。）

（整備法附則第百八条第一項に規定する政令で定める業務等）

第c条 整備法附則第百八条第一項に規定する政令で定める業務は、整備法第二条の規定による廃止前の郵

便貯金法（昭和二十二年法律第四百四十四号）の規定による郵便貯金の業務、整備法第二条の規定による廃止前の郵便為替法（昭和二十三年法律第五十九号）の規定による郵便為替の業務、整備法第二条の規定による廃止前の郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）の規定による郵便振替の業務、旧簡易生命保険法の規定による簡易生命保険の業務、整備法第二条の規定による廃止前の日本郵政公社による国債等の募集の取扱い等に関する法律（昭和六十二年法律第三十八号）第三条第一号から第三号までに掲げる業務、整備法第二条の規定による廃止前の日本郵政公社による外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律（平成三年法律第三十七号）第一条に規定する業務又は整備法第二条の規定による廃止前の日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律（平成十六年法律第六十五号）第三条各号に掲げる業務とする。

2 整備法附則第八十八条第一項の規定による届出をしようとする郵便貯金銀行又は独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、文書その他内閣府令・法務省令で定める方法により、内閣府令・法務省令で定める様式に従って、当該届出をしなければならない。

3 整備法附則第八十八条第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 整備法附則第百八条第一項の規定による届出を行う郵便貯金銀行又は独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の別

二 整備法附則第百八条第一項の規定による届出に係る取引（以下この条において「疑わしい取引」という。）が発生した年月日及び場所

三 疑わしい取引が発生した業務の内容

四 疑わしい取引に係る財産の内容

五 疑わしい取引の相手方の氏名又は名称及び住所又は居所

六 疑わしい取引の届出を行う理由

七 その他内閣府令・法務省令で定める事項